

岳南広域都市計画 区域区分の変更

1 区域区分とは

- 都市計画法（以下「法」という。）第7条に基づき都道府県が定めるもの。
- 一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域である都市計画区域を対象に、県が市町村を超える広域的見地から定めるもの。
- 無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止や計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成などを図るため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に分けること。

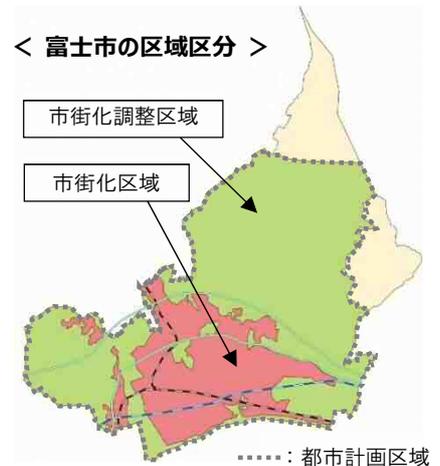
市街化区域 …… 既に市街地を形成している区域と、おおむね10年以内に優先的に市街化を図るべき区域

市街化調整区域 …… 開発や建築行為を制限し、市街化を抑制すべき区域

- 岳南広域都市計画区域は、富士市及び富士宮市で構成している。

< 区域面積 >

	単位(ha)		
	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
富士市	21,104.0	5,932.6	15,171.4
富士宮市	30,209.0	2,303.9	27,905.1
計	51,313.0	8,236.5	43,076.5



- 県は、おおむね5年毎に定期的な見直しを行っており、昭和47年の都市計画当初決定以降、今回が8回目の定期見直しである。

< 定期見直しの推移 >

	面積の単位(ha)									
	当初決定	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	随時変更	第6回	第7回	第8回
決定告示日	S47.12.16	S55.12.5	S62.5.8	H6.8.16	H12.10.10	H16.4.30	H18.6.23	H23.3.29	H28.3.25	今回
市街化区域の面積(富士市)	5,475	5,475	5,475	5,475	5,475.0	5,475.0	5,524.1	5,932.6	5,932.6	5,932.6

2 変更理由

- 平成27年度から30年度にかけて、人口や産業の規模、土地利用や交通量等の現況及び将来の見通しについて、県が都市計画基礎調査を実施した。
- この結果、前回（H28.3.25 県告示）以降の都市化の動向、都市基盤整備の状況、今後の土地利用の見通し、農業的土地利用の状況等が明らかとなり、これらを勘案し、令和7年を目標年次とした人口等を適切に収容し得る規模とするフレームの変更を行う必要が生じた。
- このため、今年度、区域区分の人口フレームを変更する。

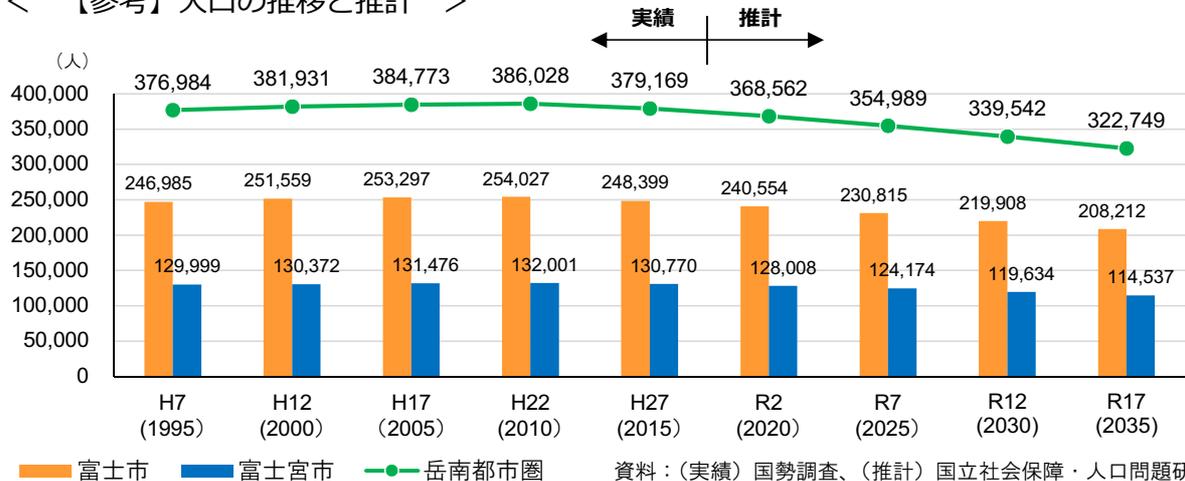
3 主な変更点

- 人口動態の変化等による目標年次の人口フレームを変更するほか、新たに産業フレームを追加する。
- 今回は、市街化区域への編入や除外は行わない。

		【前回】目標年次(H32)	【今回】目標年次(R7)	備考
人口フレーム	都市計画区域内人口	おおむね 380.0 千人	おおむね <u>352.9</u> 千人	富士市は市総人口と同じ → 約 27,100 人 減
	市街化区域内人口	おおむね 303.9 千人	おおむね <u>287.2</u> 千人	→ 約 16,700 人 減
	配分する人口	303.0 千人	<u>286.5</u> 千人	→ 約 16,500 人 減
	保留する人口	0.9 千人	<u>0.7</u> 千人	→ 約 200 人 減
産業フレーム	県内工業出荷額	—	<u>おおむね 140,979 億円</u>	【今回追加】

※人口フレームは岳南広域都市計画区域全体（富士市及び富士宮市）で設定されている
※産業フレームは静岡県全体で設定されており、今回の変更により追加

< 【参考】人口の推移と推計 >



4 今後の予定

令和2年7月から法に基づく手続きを開始しており、都市計画決定は、市及び県の都市計画審議会での審議後の令和3年3月を予定している。

< R2年度スケジュールの詳細 >

R2 (2020) →							R3 (2021) →					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
			● 案の内容の申出(7/14)						● 市都市計画審議会(1/25)	● 県都市計画審議会(2/22 予定)		
			■ 原案の閲覧(8/11~20) 公聴会【公述申出書の提出が無いため中止】					■ 案の縦覧(12/11~25)			★ 都市計画決定(3月予定)	